

No.	令和6年度第1回自然再生専門家会議 意見（要約）	ご意見に対する考え方	変更点	
			項目	変更内容 下線＋赤字：第1回会議で示した変更内容 下線＋青字：第1回会議後に変更した内容
1	「歴史文化的な価値の創造」という項目がしっくりこない。例えば、阿蘇草原は、歴史的なものであるが文化の創造ではなく、歴史的産業の復活を行うものである。 自然再生は歴史文化ではなく、時代のニーズに応じて、新しい文化として作るもののように思う。歴史と文化を分けて記述した方が良い。	ご指摘を踏まえ、「1(3)キ歴史文化的な価値の創造」の項目名を修正する。	1 自然再生の推進に関する基本的方向 (3) 自然再生の基本的方向	キ <u>人と自然の関わりの歴史を踏まえた文化的な価値の創造</u>
2	自然再生に関連する取組として、省庁や官民による取組が除外されている印象を受けた。自然再生事業として行う取組ではないが、省庁による縦割りの関係を越え、様々な現場をエンカレッジし、現場の方にもその取組が自然再生に繋がっているという気づきを与える表現を入れることができると良い。	項目名を「『小さな自然再生』など自然再生に資する取組の促進」とし、小さな自然再生だけでなく、法定外の取組全般について記載する項目に修正する。	(現行) キ 自然再生の役割 ↓ (第1回会議時) キ <u>歴史文化的な価値の創造</u> (現行) ク その他自然再生の実施に必要な事項 ↓ (第1回会議時) ク <u>小さな自然再生</u>	ク <u>「小さな自然再生」など自然再生に資する取組の促進</u> 地域の民間団体や地域住民などの参加・協働という形をより一層活発化させていくため、 <u>法に基づく協議会による自然再生事業だけでなく</u> 、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。 <u>地域の民間団体や地域住民などが主体となり身近な自然を再生する「小さな自然再生」は、小規模ですが誰でもはじめることができ、</u> 早期の事業実施や効果発現につながることを期待できます。 <u>小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などと連携することも重要です。</u> <u>このほか、国や地方公共団体が公共事業や官民連携の取組により実施している事業の中にも、様々な形で自然再生に資する取組があり、多面的機能の維持や環境保全に資する農林水産業を支援する各種制度なども、自然再生の側面を持っていると考えられます。</u> <u>小さな自然再生等の自然再生に資する取組は、法に基づく協議会による自然再生と併せて全国各地で展開されることに</u> より、 <u>広域的な自然環境の保全・再生につながることを期待</u> されます。このため、これまで自然再生事業等で培われてきた経験や知識を共有しながら、それぞれの活動を促進していくことが重要です。より広範囲かつ多様な主体で連携することで効果的な取組となる場合には、 <u>法に基づく協議会に移行</u> するなど、自然再生の取組状況に応じて適切な実施体制を検討することが望ましいと考えられます。
3	現在の「小さな自然再生」の記載は、都市部の住民が取り組む内容のような印象を受けた。農村部では、多面的機能支払交付金等の行政からの支援を使いながら取り組んでいる。自然再生に関わらず、営農を行うことで、農地が広く保全されている。 多面的機能支払交付金等に関する取組は農家だけでなく広い主体が関わる活動で、自然再生の側面を持っているものはかなりあると想像するため、一言触れるのは意義が大きい。			
4	小さな自然再生の取組のゴールは、法定協議会を設立することではないため、取組を応援すること自体を書いた方が良いのではないか。成功や失敗の例を挙げるなど、自然再生推進法のこれまでの取組（体制や技術、計画の立て方、成果の評価方法等）で、小さな自然再生を応援できる。 小さな自然再生についての情報を集め、自然再生事業に繋げる道筋ではなく、小さな自然再生の取組も評価されるべきであるような文言に工夫すれば良いと思う。自然再生推進法との関連性の有無に関係なく、経験を共有する仕組みを自然再生基本方針に書きこむことが重要になる。	ご指摘を踏まえ、小さな自然再生等の取組そのものが重要であること、またそれらの取組に対し、これまでの知識や経験を共有することで促進する旨を記載する。		
5	普通種でも、生息・生育環境が失われることで、見られなくなった種も多い。一方で、景色を見ると外来植物が優占する植生ばかりが目立つ場所もある。それを理解できる人が増えないと、再生は難しい。自然再生事業の中では自然環境学習が位置づけられているが、現場で学び、理解することは重要である。	「4(1)自然環境学習への活用的重要性」に、環境の変化に気付く力について記載されているが、より具体的な事例（普通種等）を追記する。	4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項 (1) 自然環境学習への活用の重要性	環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力やコミュニケーション能力などの「未来を創る力」、 <u>希少種だけでなく普通種も含めた身近な生きものの増減等の環境の変化</u> に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、～

No.	令和6年度第1回自然再生専門家会議 意見（要約）	ご意見に対する考え方	変更点		
			項目	変更内容 下線＋赤字：第1回会議で示した変更内容 下線＋青字：第1回会議後に変更した内容	
6	自然を活用した防災・減災は、非常に自然素材が不均一であり、効力も評価が難しく、科学的に取り込むことが難しい。研究開発を支援するなど、国の役割として記載できないか。	「5 (1)イ調査研究の推進」に、「気候変動等による自然環境への影響評価」を行うことは記載されているが、自然を活用した防災・減災等が含まれるよう、生態系サービスの機能評価等について追記する。	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (1) 国・地方公共団体等の役割	イ 調査研究の推進 国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価や自然を活用した防災・減災等の生態系サービスの機能評価等を行い、～	
7	企業による連携が記載されているが、実際の現場では企業との連携は難しいため、法的援助など、幅広い視点から、この問題の対処法を検討いただく必要がある。深刻な問題に対してどう対応するのか、長期的な視点から検討いただきたい。 企業の連携だけでは足りないが、これまでは開発などで生物多様性を劣化させていた企業も、再生に取り組まなければいけないという意味で、企業の役割を明記することは重要である。 民間の助成金も増えている。具体的な活動内容がはっきりしていれば、クラウドファンディングで資金を集められる時代である。幅広い手法を取り入れることが必要である。	「5 (1)オ協議会の支援等」に、協議会の設立を検討している団体に対する資金確保などの各種手法についての情報を提供については記載されており、設立後の協議会に対しても情報を提供する旨を追記する。また、企業等との連携についても追記する。		（現行） オ 協議会の支援 ↓ （第1回会議時） オ 協議会の支援等	また、協議会及び協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法についての情報を提供するほか、企業等との連携を斡旋するなど必要な措置を講じること。
8	「自然資源」や「地域資源」とあるが、産業と企業の取組に関する内容については「自然資本」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、産業等に関する内容については「自然資本」に修正する。	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (2) 自然再生の推進に関する重要事項	（現行） イ 地域の産業と連携した取組 ↓ （第1回会議時） イ 地域の産業及び企業等と連携した取組	「地域資源」2箇所、「自然資源」2箇所を「自然資本」に修正
9	「活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献」とあるが、これだけ見るとバイオマスを優先しているように感じるため、広い意味に取れる文章にしてはどうか。	ご指摘を踏まえ、バイオマスを優先しない文章に修正する。			～、生産活動で生じた副産物や廃棄物などのマテリアルリサイクルやエネルギー利用による地球温暖化対策への貢献、～
10	気候変動の影響により、生息している種が増えたり、新たに後退したりする変化もあるため、「気温上昇による生物の生息種の変化、あるいは生息地の縮小」としてはどうか。 気温上昇や降水パターンの変化など、地球温暖化がもたらす多様な気象変化により、生息条件が変わることがある。	ご指摘を踏まえ、生息条件の変化について修正する。		エ 気候変動対策の取組	気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温上昇による分布する種の変化や生息地の縮小などを引き起こしています。
11	ブルーインフラという言葉が突然出てくる印象を受けた。記述のあるグリーンインフラの箇所にブルーインフラを併記してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「エ気候変動対策の取組」「オ自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化」にブルーインフラを併記する。		エ 気候変動対策の取組 （現行） オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生 ↓ （第1回会議時） オ 自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化	～、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラやブルーインフラ、生態系を活用した防災・減災～ ～グリーンインフラやブルーインフラ、生態系を活用した防災・減災～

No.	令和6年度第1回自然再生専門家会議 意見（要約）	ご意見に対する考え方	変更点	
			項目	変更内容 下線+赤字：第1回会議で示した変更内容 下線+青字：第1回会議後に変更した内容
12	「自然の回復力を見極めながら、自然再生の取組を進めることが重要」とあるが、その意図が一般の方には十分に伝わらないように感じる。 災害により、生物的な遺産が全てなくなるわけでない。生物的な遺産が、災害後の回復に大きな効果を発揮する。 災害による攪乱が生態系を劣化させるという印象を、読み手が受ける可能性がある。実際には、かく乱が生態系の維持にも重要な役割を果たしており、注意すべきは復興工事や事業時の対応である。復興においても自然再生に配慮しながら取り組むべきといった内容を書けば、より分かりやすい。	災害によるかく乱で生態系が変化することを、読み手に「劣化」と誤解されない記述とすること、また自然の回復力を生かして取り組むことについて、追記・修正する。 なお、復興工事・事業時に自然再生に配慮することについては、「（前略）その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。」とあり、この内容に含まれるものと理解しているため原案のままとしたい。	5 その他自然再生の推進に関する重要事項 (2) 自然再生の推進に関する重要事項	（現行）オ 東日本大震災等自然災害の経験を踏まえた自然再生 ↓ （第1回会議時）オ 自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化 災害の発生により、動植物の生息・生育環境等は壊滅的な被害を受けることもあり、災害によって生物学的遺産がすべて失われるわけではなく、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するなど、かく乱が生態系の維持に重要な役割を果たしている場合もあります。このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然の回復力を評価できるよう、動植物だけでなく、土壌や水環境などについてもモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。その際には、被災地における人口減少に伴う動物の行動圏の変化などの長期的な影響に着目することも重要です。
13	流域治水が入っていないように思う。全国109の一級水系では、降雨量が1.1倍で、流量が1.2倍となる想定に伴って、河道や遊水地を掘削している。その事業を実施するときに、自然再生の考え方を入れることは重要である。 遊水地の整備など、氾濫原湿地の再生と重なるような事業が、流域治水の考え方で行われる可能性がある。	「5 (2)オ自然災害の経験を踏まえた自然再生による国土強靱化」に、防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組むことの重要性は記載されているが、流域治水の考え方を踏まえた自然再生に関する追記する。		また、生態系は、津波等の災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を持っています。今後、気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、異常な高温、海面上昇等の影響の拡大が予測されていることなどの科学的知見も踏まえ、国土強靱化の観点から、国は、自然環境が有する多様な機能を活用して災害リスクの低減を図るグリーンインフラやブルーインフラ、「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」を推進しています。このような生態系が有する防災・減災機能を活用した取組を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。また、流域治水の取組においても、グリーンインフラ等の考えを推進し、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することが必要です。国は生態系を活用した防災・減災の発揮に向けた実例やその効果などの情報を収集し、幅広く情報提供に努めていくことが重要です。
14	河川は生息地として重要なだけでなく、河川を通じて生態系が連携していることも重要である。大きい川だけでなく小さい川もコンクリート化が進み水害が増え、絶滅危惧種ではなく普通種が激減している。生態系の劣化を回復する視点がもう少しあっても良い。 水域の役割を様々なレベルやスケールで出していくことができれば良い。 全体的に陸域の内容が多いように感じるが、気候変動による影響は、陸域以上に海域において深刻となっているため、海域の回復も必要であることを意識していただきたい。	陸域に比べ水域（河川や沿岸域）の記載が少ないことを踏まえ、水域が特に重要になると考える「5 (2)カ生態系ネットワークの形成」に、水域における劣化した生態系を回復するための視点を追記する。 なお、普通種についてはNo. 5で整理した内容に含むこととする。	カ 生態系ネットワークの形成	特に、河川をはじめとする水系は、森林、農地、都市、沿岸域など陸域から海域の自然をつなぐことで、国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていることに留意します。
15	自然再生そのものが、外来種の侵入に対して、レジリエンスの高い生態系を作ることが重要である。現在、見直されている外来種被害防止行動計画を踏まえ、記載されたい。	外来種被害防止行動計画の改定に向けた進捗状況を踏まえ、追記・修正する。	（現行）キ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策 ↓ （第1回会議時）キ 自然再生における野生生物への対応	自然再生事業においては外来種を使用しないことが求められ、事業によって健全な生態系を維持・再生することは、外来種が侵入しにくい環境をつくることにもつながります。自然再生の対象となる区域に外来種の侵入が認められた場合は、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら、各主体がそれぞれの役割のもと主体的に行動し、連携して迅速に防除を行うことが重要です。また、現在進行している自然再生において既に外来種が侵入している場合は、対策の優先順位をつけながら、同様に各主体が主体的にかつ連携して積極的に防除を進めることが重要です。